

第 23 期愛知海区漁業調整委員会

第 7 回 会 議 議 事 録

令和 8 年 2 月 20 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和8年2月20日（金）午前10時30分から午前11時まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議	題	第1号議案 手繰第二種餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（諮問） 第2号議案 手繰第二種餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問） 第3号議案 愛知県資源管理方針の変更について（諮問） 第4号議案 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問） 第5号議案 角建網漁業、つば網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について（指示）			
出	席	委	員	山下三千男 黒田 勝春 鈴木 惣和 山本 昌弘 中根 静夫 小林 俊雄 榊原 満男 岩田 靖宏 長谷川桂子 鈴木 敏且 川口 正康 山本 忍 磯貝 政男 石井 克也 深井 淳二	
事	務	局	職	員	書記長 長井 猛 主 査 黒田 拓男
農	業	水	産	局	水産振興監 岡本 俊治 水産課 課 長 坂口 泰治 〃 担当課長 原 保 〃 課長補佐 大橋 昭彦 〃 課長補佐 村内 嘉樹 〃 主 任 金田 康見 〃 課長補佐 長谷川圭輔 〃 課長補佐 五藤 啓二

事務局（長井）	定刻となりましたので始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。配席図につきましては、机上配布のものに差替えをお願いします。 資料は、次第、配席図、第1号議案から第5号議案の以上7種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。それでは、ただ今から第7回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会長（山下）	第7回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。 本日は、議案5件が上程されております。 委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。
事務局（長井）	ありがとうございました。 それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水産振興監	第7回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、お忙しい中、またお寒い中、御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。 立春も過ぎ、春めいてまいりまして、今日も暖かくなるのですが、日も長くなってきました。本来ですとコウナゴ漁が始まる時期ではありますが、水産試験場の調査では、今年も見当らないということで残念ではありますが、船びき網漁業につきましては、昨年計画的な休漁等も行いまして、水揚げもあがったと聞いております。

	一方、ノリ養殖につきましては終盤を迎えておりますが、雨が降らない状況の中よくもっている方だと思っております。一部には終了に近いところもあると聞いておりますが、あとひと頑張りということで、今後の漁が豊漁になることを期待しております。 さて、愛知県の栽培漁業センターでは新たな種苗を生産するための施設を昨年度から建設しております、この1月に完成しました。明後日の22日の日曜日に、知事始め、山下会長、関係者の方々に御参加いただき、竣工式を取り計らうことになっております。今後この施設を利用して、ハマグリ、ミルクイの生産、ナマコの増産、ワカメ養殖の種糸も生産していく計画でございます。少しでもお役に立てればと考えております。 また、愛知県産の養殖カキのPRといたしまして、明日は、南知多のかねだいさんで、明後日22日の日曜日には、渥美半島の伊良湖クリスタルポルトにおいて、試食のPRをさせていただく予定です。カキの養殖に力を入れている産地がございますので、このPRにより販路拡大につながっていくことを期待しております。 本日の議題は、会長の御挨拶にもありましたとおり、議案5件と伺っております。委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。
事務局（長井）	ありがとうございました。 本日は定員 15 名のうち 15 名の出席を得ましたので、漁業法第145 条第 1 項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。それでは、委員会運営規程第 5 条第 2 項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下）	私が議長をつとめますので、よろしく願いいたします。 では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、深井委員、磯貝委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。

水産課（村内）	第1号議案の「手繰第二種餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」、水産課から説明をお願いします。 第1号議案、手繰第二種餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について諮問いたします。資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。 「諮 問 文 朗 読」 資料3ページ、別紙を御覧ください。それぞれの取扱方針の一部改正につきまして説明いたします。 「1 手繰第二種餌料びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」、(1)の概要につきましては、取扱方針の第2(2)において規定する許可又は起業の認可をすべき船舶の数を変更するものでございます。(2)の考え方につきましては、漁業法改正後2回目以降の許可の一斉更新から、許可に空き枠が生じている漁業については、漁業団体等の意見を聞いて定数の見直しを検討するというものです。(3)の一部改正の理由については、当該漁業においては、取扱方針で定める定数が21隻のところ、現在の許可隻数が6隻であり、15隻の空き枠が生じております。廃業見合いの新規許可については、許可又は起業の認可の公示を毎年行ってまいりましたが、当該漁業の申請はこれまでありませんでした。近年の資源状況や漁家経営の状況を考慮して定数について検討しましたところ、今後の新規許可申請の見込みはなく、定数を減らすことが妥当だと考えられることから、当該漁業の許可の一斉更新を迎えるにあたり定数を現在の許可数とすることとします。 次に、「2 空釣こぎ漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」説明いたします。(1)の概要につきましては、取扱方
----------------	---

議長（山下）	針の第2（2）において規定する許可又は起業の認可をすべき船舶の数を変更するものでございます。（2）の考え方につきましては、漁業法改正後2回目以降の許可の一斉更新から、許可に空き枠が生じている漁業については、漁業団体等の意見を聞いて定数の見直しを検討するというものです。（3）の一部改正の理由については、当該漁業においては、取扱方針で定める定数が29隻のところ、現在の許可隻数が20隻であり、9隻の空き枠が生じております。 廃業見合いの新規許可については、許可又は起業の認可の公示を毎年行っておりましたが、これまで当該漁業の申請はありませんでした。近年の資源状況や漁家経営の状況を考慮して定数について検討しましたところ、今後の新規許可申請の見込みはなく、定数を減らすことが妥当だと考えられることから、当該漁業の許可の一斉更新を迎えるにあたり定数を現在の許可数とすることとします。 改正の内容につきましては、資料5ページの新旧対照表を御覧ください。手繰第二種餌料びき網漁業の許可等に関する取扱い方針第2（2）の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を、現在の許可数である6隻へ改正するものでございます。 次に資料6ページの新旧対照表を御覧ください。こちらは、空釣こぎ漁業の許可等に関する取扱い方針第2（2）の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を、現在の許可数である20隻へ改正するものでございます。 最後に、参考として7ページから10ページに改正後の取扱方針を、11ページから関係法令の抜粋を載せております。 以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はござ
--------	--

	いませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
議長（山下）	ありがとうございました。挙手全員と認め、「手繰第二種餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」は、原案どおり適当と認めることとします。 次に、第2号議案の「手繰第二種餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、その前に事務局から連絡があるとのことで、よろしく願います。
事務局（長井）	ただいま御審議いただきました第1号議案の御承認を受けまして、第2号議案の諮問文を配布いたしますので、資料1ページの差替えをお願いします。 （事 務 局 配 布）
議長（山下）	それでは、水産課から説明をお願いします。
水産課（村内）	第2号議案「手繰第二種餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」を諮問いたします。 先ほど差し替えさせていただいた諮問文を御覧ください。朗読いたします。

「諮 問 文 朗 読」

漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。先ほど御審議いただきました手繰第二種餌料びき網漁業と、空釣こぎ漁業が、許可の有効期間の満了を5月末に迎えるため、許可の一斉更新にあたり、制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございます。

資料3ページ、別紙を御覧ください。

表の左の列に漁業種類、真ん中の列に制限措置の内容、右の列に申請すべき期間を記載しております。手繰第二種餌料びき網漁業について説明いたします。真ん中の列、制限措置の内容につきましては、(1) 漁業種類は、手繰第二種餌料びき網漁業、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、先ほどご承認いただいた許可方針と同じ6隻としております。(3) 以降の制限措置につきましては、現行の許可方針から変更ございません。

資料4ページをご覧ください。

空釣こぎ漁業について説明いたします。真ん中の列、制限措置の内容につきましては、(1) 漁業種類は、空釣こぎ漁業、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、先ほどご承認いただいた許可方針と同じ20隻としております。(3) 以降の制限措置につきましては、現行の許可方針から変更ございません。

表の右の列、申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は、手繰第二種餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業ともに、令和8年4月6日(月)午前8時45分から令和8年5月7日(木)午後5時30分までとしております。

最後に、参考として5から8ページに申請を受けるにあたり県

	Web ページ上で公開される公示文の案を、9 ページに係する県漁業調整規則の抜粋を載せております。 以上でございます。御審議よろしく願いいたします。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
議長（山下）	ありがとうございました。挙手全員と認め、「手繰第二種餌料びき網漁業及び空釣こぎ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、原案どおり適当と認めることとします。 次に、第3号議案の「愛知県資源管理方針の変更について」、水産課から説明をお願いします。
水産課（長谷川）	第3号議案についてご説明します。 愛知県資源管理方針は、漁業法に基づき、国の資源管理基本方針に即して、本県の資源管理の方針を定めるものです。 愛知県資源管理方針の変更について、漁業法に基づき貴委員会に諮問させていただくものです。最初に、諮問文を朗読いたします。資料の1 ページ目をご覧ください。 「諮 問 文 朗 読」

3 ページの別紙をご覧ください。変更の理由及び主な変更点を説明いたします。

まず、「1 変更の理由」についてです。漁業法が一部改正され、クロマグロの大型魚が令和8年4月1日から、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものとして、特別管理特定水産資源となります。マイワシなど通常の特定水産資源は、漁獲量の報告を陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとなっています。しかし、特別管理特定水産資源であるクロマグロ大型魚は漁獲量の報告は陸揚げした日から3日以内となります。これは、他県でクロマグロ大型魚の報告義務違反が摘発されたこと等を背景に漁業法改正が行われたため、この改正の内容に合わせて愛知県資源管理方針を適合させるために、このたび変更を行うものです。

次に、「2 主な変更点」についてですが、本則の第6の1の(2)と別記4の第2の2を変更するものとなっていますが、具体的には新旧対照表にて説明しますので5ページをご覧ください。1つ目の第6の1の(2)についてですが、法改正に伴い追加された条項を追加するものとなっています。2つ目の別記4の第2の2については、6ページをご覧ください。クロマグロ大型魚の報告期限について、現行、右側の旧(1)では陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで、(2)では陸揚げした日から3日以内となっているものを左側の改正案の新では、「陸揚げした日から3日以内まで」と1つにまとめるものとなっています。

最後に参考として7ページから25ページに変更後の資源管理方針案と漁業法及び漁業法施行規則条文の抜粋を載せております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会でご承認をいただきましたら、水産庁へ承認申請し、承認後、県 Web ページに

	よる公表となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、水産庁との協議結果に従う、とのご了解を合わせてお願いいたしまして、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
議長（山下）	ありがとうございました。挙手全員と認め、「愛知県資源管理方針の変更について」、は、原案どおり適当と認めることとします。 次に、第4号議案の「くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚及びするめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」、水産課から説明をお願いします。
水産課（長谷川）	第4号議案についてご説明します。 令和8管理年度が4月から開始する、クロマグロ（小型魚）、クロマグロ（大型魚）及びスルメイカに関する知事管理漁獲可能量について、漁業法に基づき、貴委員会に諮問させていただくものです。 最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを

	ご覧ください。 「諮 問 文 朗 読」 3 ページをご覧ください。 令和 8 管理年度である令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの知事管理漁獲可能量は 1 のクロマグロ小型魚では、「愛知県クロマグロ小型魚漁業」に 1.0 トン。2 のクロマグロ大型魚では「愛知県クロマグロ大型魚漁業」に 2.0 トン。3 のスルメイカでは、「愛知県スルメイカ漁業」に「現行水準」となっていますが、国から本県へ示された配分量に基づき設定したのになります。 5 ページから 9 ページに国から本県へ示された配分量と漁業法条文の抜粋を参考として載せております。 内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会でご承認をいただきましたら、水産庁へ承認申請し、承認後、県 Web ページによる公表となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、水産庁との協議結果に従う、とのご了解を合わせてお願いいたしまして、ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）

議長（山下）	ありがとうございました。挙手全員と認め、「くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚及びするめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」は、原案どおり適当と認めることとします。 次に、第5号議案の「角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（黒田）	第5号議案「角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示」を御説明いたします。 資料4ページを御覧ください。 こちらが現在発動中の委員会指示でございます。 本県の角建網漁業やつぼ網漁業等の漁具を定置して行う漁業は、稚魚の生息場でもある沿岸域で営まれています。このような海域で細かな目合いの漁具を用いた場合、稚魚の混獲が危惧されることから当該指示を発動しており、今後も継続してまいりたいと考えております。 次に1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。内容につきましては、現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで1年間更新するものです。 それでは指示案を朗読します。 （指 示 文 朗 読） 本案をご承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は3月24日を予定しております。なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部

	局の指導に従ってまいります。 以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
議長（山下）	ありがとうございました。挙手全員と認め、「角建網漁業、つば網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」は、原案どおり適当と認めることとします。 以上で本日本日予定の議題はすべて終了しました。これをもちまして第7回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。
	議 長
	委 員
	委 員

